

電子処方箋 利用方法解説動画補足資料（薬局向け）

令和5年9月1日 1版

薬局向け

電子処方箋 利用方法

本資料は電子処方箋の利用方法を解説した薬局向けの動画『電子処方箋 利用方法解説動画（薬局向け）』の補足資料です。動画の各シーンに合わせた補足説明や参照資料の紹介をしているので、動画本編と併せてご利用ください。

<https://youtu.be/fOeu4D-Mul4>

【P.2】 処方箋の発行形態による利用の流れや参照できる情報の違い

処方箋の発行形態による違い

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスからの情報取得	マイナンバーカードで受付の場合、顔認証付きカードリーダーでの受付時に情報取得／被保険者番号等での受付の場合、被保険者番号等と引換番号を入力し情報取得	被保険者番号等と引換番号を入力し情報取得
電子処方箋管理サービスで利用可能な機能	発行形態を問わず利用可能	
電子処方箋管理サービスへのデータ登録	発行形態を問わずシステムの仕様上必要	
電子署名の要否	必要	無し

※紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれません

処方箋の発行形態（電子処方箋と紙の処方箋）の違いを説明

【P.3】 本人/資格確認方法による違い

本人/資格確認方法による違い

	マイナンバーカード	被保険者番号等の情報（健康保険証等）
電子処方箋管理サービスの利用	本人/資格確認方法を問わず利用可能	
過去のお薬情報の参照	患者の同意があれば直近のお薬情報の参照が可能	同意の確認ができないため参照できない

患者の本人確認/資格確認方法（マイナンバーカードによる受付と健康保険証による受付）毎に、薬剤師が参照できる情報を説明

【P.4-7】 電子処方箋導入後の一般的な業務の流れ



電子処方箋導入後の薬局の一般的な業務について、受付から調剤の登録まで一連の流れを説明

【P.8】 電子処方箋導入後の業務におけるポイント/その他参考資料

受付 → 処方監査・調剤 → 薬剤の交付・服薬指導 → 会計 → 処方箋に基づく調剤の記録

- 紙の処方箋または、電子処方箋で受付
- 処方内容データを、管理サービスから薬局システムへ取り込み
- 重複投薬・併用禁忌のチェックを参照し、処方監査・調剤を実施
- 過去のお薬情報の提供に同意がある場合、直近までの処方・調剤情報の参照が可能
- 調剤情報データを電子処方箋管理サービスに登録

電子処方箋導入後の業務の変化におけるポイントを説明

処方箋の発行形態による 電子処方箋の利用方法や参照できる情報の違いについて

処方箋の発行形態（電子処方箋と紙の処方箋）毎に、業務の違いや登録するデータ等を紹介します。

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 電子処方箋サービスからの情報取得

処方箋の発行形態による違い

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスからの情報取得	マイナンバーカードで受付の場合、顔認証付きカードリーダーでの受付時に情報取得／ 被保険者番号等での受付の場合 被保険者番号等と引換番号を入力し情報取得	被保険者番号等と 引換番号を入力し情報取得
電子処方箋管理サービスで利用可能な機能	発行形態を問わず利用可能	
電子処方箋管理サービスへのデータ登録	発行形態を問わずシステムの仕様上必要	
電子署名の要否	必要	無し

※紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれません

- 処方箋の発行形態は電子処方箋対応の医療機関で選択されたものです。
- 電子処方箋に対応していない医療機関からの紙の処方箋も従来通り応需可能です。
- 電子処方箋に対応していない医療機関から発行された紙の処方箋には引換番号はありませんので従来通り受付を行ってください。

■ 利用可能な機能・データ送信

処方箋の発行形態による違い

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスからの情報取得	マイナンバーカードで受付の場合、顔認証付きカードリーダーでの受付時に情報取得／ 被保険者番号等での受付の場合 被保険者番号等と引換番号を入力し情報取得	被保険者番号等と 引換番号を入力し情報取得
電子処方箋管理サービスで利用可能な機能	発行形態を問わず利用可能	
電子処方箋管理サービスへのデータ登録	発行形態を問わずシステムの仕様上必要	
電子署名の要否	必要	無し

※紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれません

- 処方箋の発行形態を問わず、電子処方箋管理サービスの各機能は利用可能。
- 調剤内容データの送信は発行形態を問わず必要。

■ 電子署名の要否

処方箋の発行形態による違い

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスからの情報取得	マイナンバーカードで受付の場合、顔認証付きカードリーダーでの受付時に情報取得／ 被保険者番号等での受付の場合 被保険者番号等と引換番号を入力し情報取得	被保険者番号等と 引換番号を入力し情報取得
電子処方箋管理サービスで利用可能な機能	発行形態を問わず利用可能	
電子処方箋管理サービスへのデータ登録	発行形態を問わずシステムの仕様上必要	
電子署名の要否	必要	無し

※紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれません

- 電子処方箋では調剤情報を電子処方箋管理サービスに送信する際にデータが原本となるため電子署名が必要。
- 紙処方箋の場合、処方内容データに電子署名は含まれない。

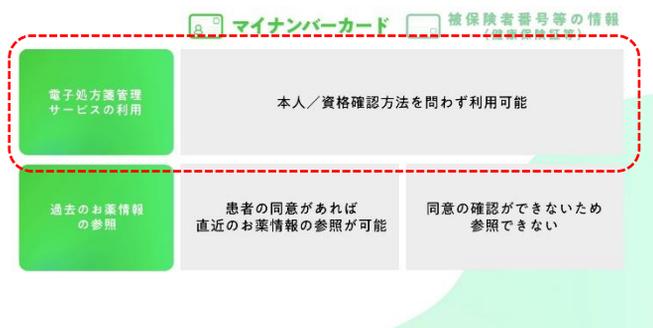
本人/資格確認方法による違い

患者の本人確認/資格確認の方法（マイナンバーカードによる受付と健康保険証による受付）毎に、薬剤師が参照できる情報の違い等を紹介します。

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 電子処方箋管理サービスの利用

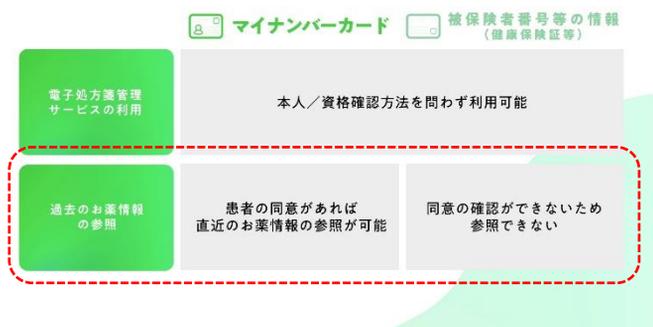
本人/資格確認方法による違い



- マイナンバーカード、健康保険証のいずれの場合でも受付時の資格確認方法を問わず、電子処方箋管理サービスの機能は利用可能。

■ 過去のお薬情報の参照

本人/資格確認方法による違い



- マイナンバーカードによる受付の場合のみ、患者の同意によって、従来のレセプト情報を元にしたお薬情報に加え電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された直近までの処方・調剤情報や特定検診情報などの参照が可能。

電子処方箋導入後の一般的な業務の流れ 1/4

患者がマイナンバーカードによる受付を行い、電子処方箋を選択したケースについて、一般的な業務の流れに沿って紹介します。

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 顔認証付きカードリーダーによる本人確認



- 電子処方箋を選択した場合も紙の処方箋と同様、事前に薬局に引換番号等を送付することなく、患者が任意の電子処方箋対応薬局に行き、調剤を受けることができます。
- 現行同様、薬局での待機時間を短縮するため、薬局に処方内容（控え）をFAX、メール等で送付したり、引換番号等を事前に連絡したりすることで来局前に薬局側で処方箋を電子処方箋管理サービスから取得することも可能です。

■ 過去のお薬情報の提供への同意確認



- 患者が同意することで、薬剤師は過去の処方情報や調剤情報の参照が可能になります。
- マイナンバーカードを用いた患者からの閲覧同意が必要のため、処方箋や健康保険証の受付では処方・調剤情報の参照はできません。

■ 処方箋の提出



- 薬局では処方箋の情報を確認した上での患者対応が求められることから、有効期限が切れた処方箋の電子ファイルを取り込み、処方情報の閲覧をすることを可能としています。
- なお、紙の処方箋と同様に、有効期限が切れた処方箋を確認した場合には、患者に対して医療機関を受診してもらうよう促す等の必要な対応をお願いいたします。
(注：電子ファイルの取り込み後、処方箋を医療機関で再発行する場合には、薬局では回収機能※を用いて回収処理を行ってください。)
※：調剤不要となった処方箋を無効化する機能

(続き)

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 提出する処方箋の選択



- 処方箋が複数ある場合は一括選択も個別に選択することも可能です。

★ 健康保険証による処方箋の提出



- 健康保険証で受付を行う際、処方内容（控え）から引換番号を確認して、電子処方箋を取得してください。
- 患者が、処方内容（控え）を紛失した場合、患者番号が控えていない・マイナポータル等から確認できない場合は、薬局又は患者から病院・診療所へ引換番号の問合せを行ってください。（処方内容（控え）を再度印刷する必要はありません。）

(続き)

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 重複投薬等チェック



- 電子処方箋管理サービスでは、患者の同意有無に関わらず、重複投薬、併用禁忌のチェックを行います。
- 薬局では、電子処方箋管理サービスから処方箋を薬局システムに取り込むタイミングで自動的にチェックが行われ、結果が薬局システムに送信されます。
※任意のタイミングでのチェックも可。
- 重複投薬であっても医師が意図的に処方している場合もあるので、処方意図の記載を確認します。

※ 補足

- 重複投薬：チェック日当日に服用中の薬剤と、新たに処方・調剤する薬剤の成分情報を突合し、重複がないか確認します。（そのため、同じ成分の薬剤についてもチェックを行うことができます。）
- 併用禁忌：医薬品の添付文書の相互作用欄で「併用禁忌」とされているかどうかを基準として、チェック日当日に服用中の薬剤と新たに処方・調剤する薬剤が禁忌にあたらないか確認します。



電子処方箋管理サービスにおける 重複投薬等チェックの概要について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001125369.pdf>



■ 過去のお薬情報の参照



- 患者がマイナンバーカードによる受付を行い、過去のお薬情報の提供に同意している場合、過去に処方・調剤された薬剤を確認することができます。
- 閲覧期間については、患者がマイナンバーカードによる受付を行い、薬剤情報の閲覧に同意した後、24時間以内です。

(続き)

グレー字：動画ナレーション抜粋

■ 薬剤の交付・服薬指導



- 患者に薬剤をお渡しし、服薬指導を行います。
- 処方内容（控え）を患者から預かった場合は、薬局で保存せず、患者に返却してください。

■ 調剤の記録・コメント入力



- 調剤結果を薬局システムに入力します。処方医へのコメントも入力することができます。

■ 電子署名・調剤情報データ送信



- 電子処方箋を受け付けた場合、従来の記名・押印に代わり、電子的に署名します。電子署名方式として物理カードを用いた署名方式、物理カードを用いない署名方式のどちらかを選択いただくことができます。

※ いずれの方式についても、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）の仕組みを活用するため、事前に日本薬剤師会認証局にHPKIカードの発行申請が必要です。

HPKIカードについて (Q&A)

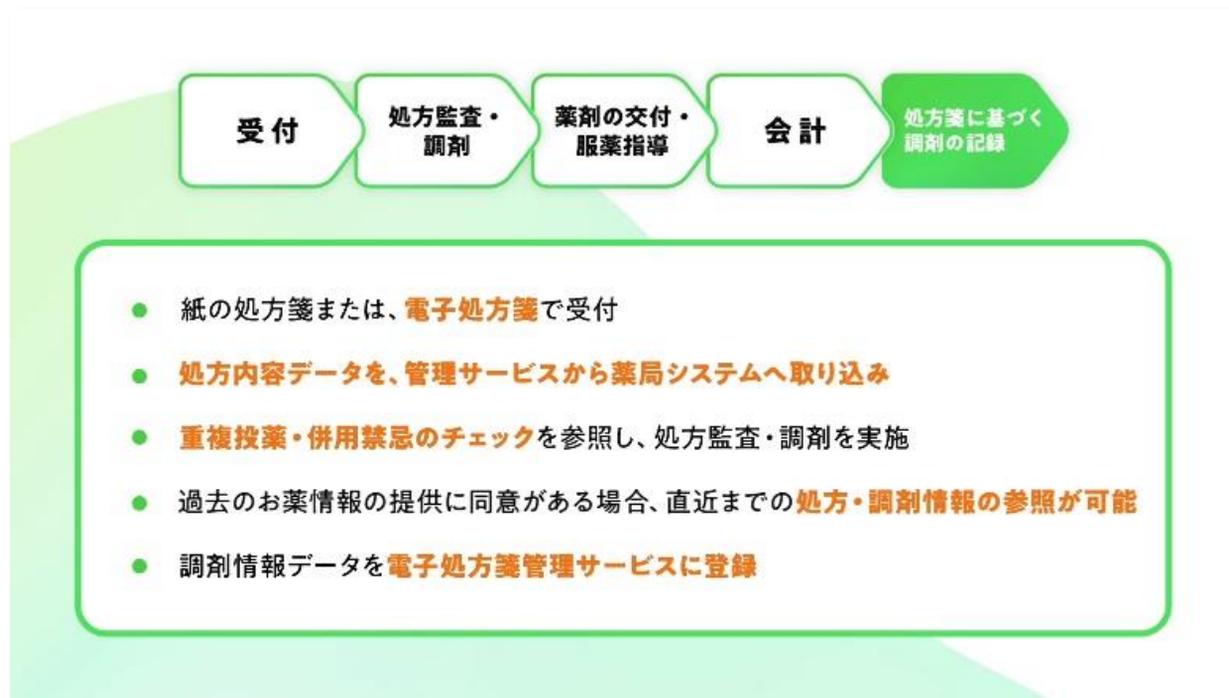
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010030



電子処方箋導入後の業務におけるポイント/その他参考資料紹介

電子処方箋導入後の業務におけるポイントとその他の参考資料の紹介です。

■ 電子処方箋導入後の業務におけるポイント



電子処方箋に係る運用について

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010026



<その他参考資料>



電子処方箋ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



薬局向け オンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/quickguide_pharmacy_denshi.pdf



薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unityou_manual_pharmacy.pdf



電子処方箋に関するよくあるお問い合わせ (FAQ)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010024



運用開始におけるよくある勘違い

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001099005.pdf>

